

◇大阪市市税条例施行規則の一部を改正する規則

- 1 環境性能割の廃止により、軽自動車税種別割を軽自動車税に名称変更することに伴い、軽自動車税の減免に係る様式等を改めることにしました。
- 2 必要な経過措置を講ずることにしました。
- 3 この規則は、令和8年4月1日から施行することにしました。

(財政局税務部管理課)